

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、予防接種事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県石岡市長

公表日

令和3年12月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種事務
②事務の概要	<p>予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を、並びに新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適応する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。</p> <p>1 予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2 予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3 予防接種法による実費の徴収に関する事務 4 統計処理、報告データ資料作成 5 ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 6 予防接種の実施後に接種記録等の登録・管理及び他市区町村へ接種記録の照会・提供 7 予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う</p>
③システムの名称	健康管理システム 宛名管理システム 中間サーバー エクセルファイル ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 第10項 第93の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第10条 第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 第17, 18, 19, 115の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第13条 第67条の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第59条の2 <p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二 第115の2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部健康増進課
②所属長の役職名	保健福祉部健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	保健福祉部健康増進課 茨城県石岡市杉並2-1-1 0299-24-1386
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部健康増進課 茨城県石岡市杉並2-1-1 0299-24-1386

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年5月6日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年5月6日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 宮城 幸子	健康増進課長 宮崎 しづえ	事後	人事異動に伴う変更のため、重大な変更には当たらない。
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 宮崎 しづえ	健康増進課長 武井 理江子	事後	人事異動に伴う変更のため、重大な変更には当たらない。
令和1年6月28日	IVリスク対策		新様式への変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月1日	令和元年6月13日	事後	
令和3年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 1予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3予防接種法による実費の徴収に関する事務 4統計処理、報告データ資料作成	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 1予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3予防接種法による実費の徴収に関する事務 4統計処理、報告データ資料作成	事前	法改正に基づく追記
令和3年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第10条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項 第3の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第10条第67条の2	事前	法改正に基づく追記
令和3年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第17、18、19項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第13条第67条の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第59条の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第17、18、19、115の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第13条第67条の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第59条の2	事前	法改正に基づく追記
令和3年2月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 1予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3予防接種法による実費の徴収に関する事務 4統計処理、報告データ資料作成	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 1予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3予防接種法による実費の徴収に関する事務 4統計処理、報告データ資料作成 5ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 6予防接種の実施後に接種記録等の登録・管理及び他市区町村へ接種記録の照会・提供	事後	法改正に基づく追記
令和3年5月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム 宛名管理システム 中間サーバー エクセルファイル	健康管理システム 宛名管理システム 中間サーバー エクセルファイル ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	法改正に基づく追記
令和3年5月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項 第3の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第10条第67条の2	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 第10項 第3の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号)第10条第67条の2 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	法改正に基づく追記
令和3年5月6日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年2月1日	令和3年5月6日	事後	
令和3年6月10日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第17、18、19、115の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第13条第67条の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第59条の2	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第17、18、19、115の2項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第13条第67条の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第7号) 第59条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二 第115の2項	事後	法改正に基づく追記
令和3年7月30日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 1予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3予防接種法による実費の徴収に関する事務 4統計処理、報告データ資料作成 5ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 6予防接種の実施後に接種記録等の登録・管理及び他市区町村へ接種記録の照会・提供	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定めるものについて、市内に居住する者に対し、期日または期間を指定して予防接種を行うとともに、接種事務の報告、実費徴収等の事務、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を、並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第46条第3項の規定により読み替えて適用する予防接種法の予防接種の実施に関する事務を、それぞれ行うものである。 特定個人情報ファイルは、次の場合に使用する。 1予防接種法による予防接種の実施に関する事務 2予防接種法による健康被害救済の給付の支給に関する事務 3予防接種法による実費の徴収に関する事務 4統計処理、報告データ資料作成 5ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録 6予防接種の実施後に接種記録等の登録・管理及び他市区町村へ接種記録の照会・提供 7予防接種の実施後に接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書を行う	事後	取扱事務追加に基づく追記